

八雲町固定資産評価審査委員会会議次第

日時 令和3年10月8日(金) 15時00分
場所 八雲町役場 3階 議員控室

1 開会

2 委員長挨拶

3 町長挨拶

4 議事

(1) 報告事項

- ① 令和3年度地方税制改正の概要について・・・P1～P2
- ② 令和3年評価替の概要について・・・P3～P4
- ③ 固定資産課税台帳の縦覧状況等について・・・P5
- ④ 固定資産税の賦課・徴収状況について・・・P6～P12
- ⑤ 固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について・・・P13～P28

(2) 協議事項

- ① 固定資産評価審査委員会委員長の選挙について・・・P29
- ② 固定資産評価審査委員会委員長代理の指定について・・・P29

5 閉会

令和3年度地方税制改正の概要について

固定資産税関係制度の改正のうち、町民に広く影響の及ぶもの、話題性のあるものを抜粋し、記載しています。

1. 固定資産税（土地）の負担調整措置の延長について

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられており、負担水準の高い土地（地価が下落した土地）は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地（地価が上昇した土地）はなだらかに税負担を本来額まで上昇させることよって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されてきました。

一方、令和3年度評価替えにおいては、大都市を中心に地価が上昇しているところ、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれたことから、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収めるよう取り組むべき状況であること等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの負担調整措置については、これまでの負担調整の仕組みが延長されることとなりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据置く特別な措置が講じられることとなりました。

2. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

中小事業者等が、適用期間内に町から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減される軽減措置を受けることができます。

このたびの法改正及び条例改正により、適用期間が2年間延長されました。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、町から先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 《減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）》 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（60万円以上／14年以内） ・構築物（120万円以上／14年以内） ・事業用家屋（120万円以上、取得価額の合計が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
適用期間	令和5年3月31日まで【2年延長】
特例措置	固定資産税の課税標準額を3年間ゼロに軽減

3. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者等に係る固定資産税の軽減

令和2年度地方税制改正により創設された固定資産税の軽減制度。

厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を申告により軽減するもの。

軽減対象	令和3年度分の償却資産、事業用家屋	
軽減要件	新型コロナウイルス感染症及びその蔓延のための措置の影響により、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同時期と比較し一定以上減少していること	
軽減率	30%以上50%未満の収入減少	1/2軽減
	50%以上の収入減少	全額軽減
申告受付	令和3年1月中（1か月間）	
申告実績	申告書受付数 272件（うち要件達成233件、未達成39件）	
	軽減適用数・軽減税額	家屋 138件 22,129千円 償却 141件 16,051千円 <u>合計 38,180千円</u>
	※ 一人から提出される申告書には、単有資産だけでなく共有資産も記載されることがあること、また、家屋と償却資産の両方あり得ることから、要件達成数と家屋、償却資産の適用数合計は一致しない。	

令和3年評価替の概要について

1. 固定資産税評価替について

固定資産は「適正な時価」を基に税額を算出します。しかし、膨大な量の土地および家屋の評価見直しを毎年行う事が実務的に不可能であることから、3年ごとに評価替を行い価格の見直しを行います。

令和3年は評価替年でしたので、下記のとおり評価替を実施いたしました。

2. 土地の評価替について

(1) 宅地

固定資産税評価額は地価公示価格および不動産鑑定士の鑑定評価から求められた価格の7割を目途に算定されることとなりますので、八雲地域92地点、熊石地域32地点、計124地点で鑑定評価を実施いたしました。

各地点の鑑定評価の結果、3年間で0～最大15.6%の価格が下落しておりましたので、下落地点と状況が類似する区域において、固定資産税評価額を下げしております。

【八雲地域】

評価法	地域区分	地点	平成30～令和3年度の地価下落率
市街地宅地評価法	八雲市街地	58	△7.2%～△10.2%
	落部市街地	9	△6.2%～△8.8%
その他宅地評価法	上記を除く地域	25	0%～△9.9%
計		92	

【熊石地域】

評価法	地域区分	地点	平成30～令和3年度の地価下落率
その他宅地評価法	熊石全域	32	△3.1%～△15.6%
計		32	

※第2年度と第3年度は、土地の地目変換や在来家屋の増改築などがあった場合を除き、評価の見直しを行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。しかし地価の下落があり価格を据え置くことが適当でないときは、固定資産税評価額を下げしております（下落修正）。

八雲町においては、毎年7月1日基準日で行われる道の地価調査（全4地点）の結果を受け、下落修正の判断を行っております。

(2) 農地・山林

農地・山林は、農業委員会等に精通者意見価格を求めた結果、前回から横ばいに推移していたため、令和3年評価替では価格を据え置いております。

(3) その他の地目

雑種地・原野等は、売買実例価格のほか状況が類似する近傍の土地（宅地・山林）の価格変動を基に評価替を行いました。

令和3年評価替では、宅地から比準される雑種地等は、近傍宅地価格が下落していることから同様に価格を下げております。

山林から比準される雑種地及び原野等は山林価格と同様に横ばいに推移していたため、価格を据え置いております。

3. 家屋の評価替について

在来分の家屋（新增築以外の家屋）に係る評価替えは、次の算定方法で評価額が求められます。

◎評価額算定方法

今年度評価額＝

前年度の再建築価格 × 物価水準による変動率 × 経年減点補正率

※上記計算により今年度評価額が前年度評価額を上回る場合は、今年度評価額は前年度評価額に据え置きます。

(1) 再建築価格

評価対象家屋と同一の家屋を、評価時点においてその場所に新築する場合に必要なとされる建築費です。

(2) 物価水準による変動率

東京都特別区における、平成28年7月から令和元年7月の3年間の物価水準の変動率に基づいて国が定めます。

令和3年評価替に適用された物価水準の変動率は、木造で1.04、非木造で1.07と、前回評価替えに引き続き、1.0を上回っております。

家屋構造	建築物価水準による変動率		
	平成27評価替	平成30評価替	令和3評価替
木造家屋	1.06	1.05	1.04
非木造家屋	1.05	1.06	1.07

(3) 経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過に応じて生じる減価を基礎として定めた率です。

固定資産課税台帳の縦覧状況等について

1. 縦覧の状況

年度	縦覧件数	縦覧期間 (土日祝日を除く)	備考
H29	52件	4月1日～7月31日	
H30	40件	4月1日～7月31日	
R1	44件	4月1日～7月31日	
R2	56件	4月1日～7月31日	
R3	42件	4月1日～8月2日	

2. 固定資産税課税台帳の縦覧制度について

地方税法第416条第1項の規定により定められ、毎年4月1日から4月20日、又は当該年度の最初の納期限日のいずれか遅い日までの間、縦覧に供することとされ、八雲町の令和3年度に係る固定資産税縦覧期間は、第1期の納付期限である令和3年8月2日までとしておりました。

3. 固定資産評価審査委員会への審査申出制度

縦覧に供した課税台帳に登録された価格について、不服がある場合においては、地方税法第432条第1項の規定により、課税台帳に登録した日(縦覧期間の初日)から納税通知書を受けた日後90日まで、固定資産評価審査委員会に対し審査の申出ができることとされています。なお、この期間中に申出がなければ課税台帳に登録された価格は確定します。

固定資産税の賦課徴収状況について

(単位：円、%)

年度	現年度分				滞納繰越分				合計				うち不納欠損額			
	調定額	収納額	未納額	収納率	調定額	収納額	未納額	収納率	調定額	収納額	未納額	収納率	未納額	収納率	件数	金額
R1	791,566,500	774,527,517	17,038,983	97.85	57,831,688	10,621,182	47,210,506	18.37	849,398,188	785,148,699	64,249,489	92.44	64,249,489	92.44	363	11,094,885
R2	825,095,500	808,656,728	16,438,772	98.01	53,190,604	8,146,374	45,044,230	15.32	878,286,104	816,803,102	61,483,002	93.00	61,483,002	93.00	107	5,771,523
R3 (当初)	1,131,304,300				55,711,479				1,187,015,779							
R3 (7月末現在)	1,124,971,300	318,902,715	806,068,585	28.35	55,711,479	3,871,037	51,840,442	6.95	1,180,682,779	322,773,752	857,909,027	27.34	857,909,027	27.34		

令和3年度 7月末までの調定額の変更内訳

令和3年度 固定資産税調定の内訳 (現年度分 7月末現在)

区分	土地	家屋	償却資産	合計
調定額	128,446,900	375,034,100	621,490,300	1,124,971,300
調定割合	11.42%	33.34%	55.24%	100.00%
納税義務者数	4,224	5,730	449	10,403

(1) 減免・免除

公 益 的 施 設 等	▲ 67,400	2 件
生 活 保 護 者	▲ 110,400	6 件
過 疎 法 免 除	▲ 6,174,900	1 件
そ の 他 減 免	▲ 18,700	1 件
計	▲ 6,371,400	10 件

(2) 税額更正

償却資産修正申告等	38,400	4 件
-----------	--------	-----

(3) 減免・免除・税額更正 計

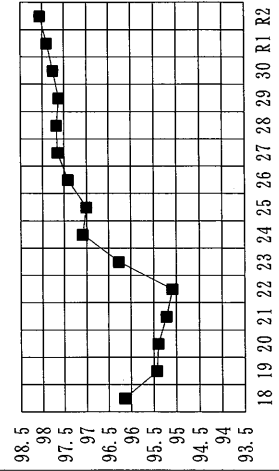
合 計	▲ 6,333,000	14 件
-----	-------------	------

収 納 状 況 の 推 移

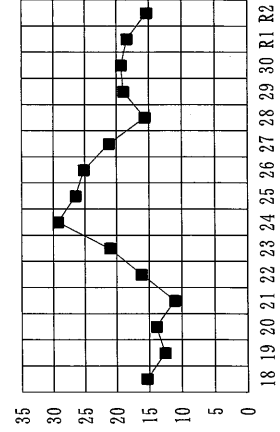
固定資産税(交付金含む)

年 度	現 年		滞 繰		合 計		不 納 欠 損 額		備 考
	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	件数	金額	
18	775,496,200	96.14	126,347,209	15.33	901,843,409	84.82	27	2,969,153	
19	778,178,300	95.43	133,903,812	12.55	912,082,112	83.26	118	4,518,126	
20	782,733,700	95.39	147,651,056	13.87	930,384,756	82.45	79	1,971,586	
21	776,449,400	95.21	161,298,186	11.04	937,747,586	80.73	123	9,613,434	
22	789,485,600	95.08	171,078,462	16.13	960,564,062	81.02	144	9,551,901	
23	811,721,000	96.26	172,780,913	21.07	984,501,913	83.06	229	20,325,364	
24	749,144,400	97.09	146,345,696	29.18	895,490,096	85.99	214	14,045,574	
25	762,043,300	97.00	111,414,531	26.45	873,457,831	88.00	298	17,089,630	
26	777,137,000	97.41	87,735,694	25.12	864,872,694	90.08	403	19,100,221	
27	751,987,100	97.65	66,633,558	21.16	818,620,658	91.42	170	9,224,603	
28	764,777,900	97.67	61,102,458	15.59	825,880,358	91.60	228	10,315,207	
29	780,029,500	97.62	58,987,374	18.89	839,016,874	92.08	199	9,538,213	
30	784,415,500	97.75	56,904,032	19.23	841,319,532	92.44	112	5,723,544	
R1	809,182,900	97.89	57,831,688	18.37	867,014,588	92.59	363	11,094,885	
R2	843,801,300	98.05	53,190,604	15.32	896,991,904	93.15	107	5,771,523	

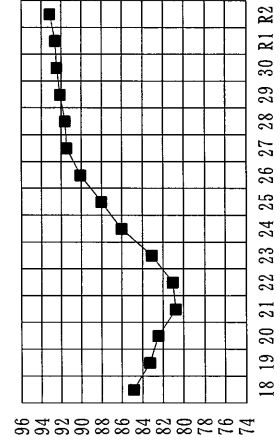
現年分収納率の推移



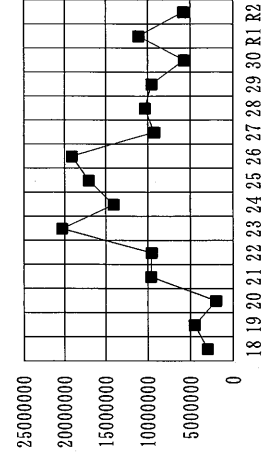
滞繰分収納率の推移



現滞合計収納率の推移



不納欠損額の推移



◆令和3年度課税状況（令和3年4月1日現在）

1. 土地に関する調

(1) 納税義務者数

(単位：人)

区分	R2年度	R3年度	比較増減
総数	11,953	11,956	3
免税点未満	7,630	7,729	99
免税点以上	4,323	4,227	△96

※免税点：30万円未満

(2) 総括表

区分	R2年度				R3年度				比較増減 (千円)
	地積 (㎡)		決定価格 (千円)		地積 (㎡)		決定価格 (千円)		
	非課税地籍	総評価地積	評価額	課税標準額	非課税地籍	総評価地積	評価額	課税標準額	
田	44,777	4,934,844	119,157	119,157	45,650	4,951,430	119,591	119,591	434
畑	2,596,413	59,296,786	680,154	679,975	2,589,168	59,293,081	679,869	679,853	△122
宅地	991,951	4,761,042	20,475,118	8,046,104	997,389	4,767,103	19,463,352	7,680,751	△365,353
鉱泉地	30	111	9,546	9,546	30	111	8,199	8,199	△1,347
池沼	0	293,187	3,092	3,092	0	293,187	3,092	3,092	0
山林	141,561,140	160,745,155	588,330	587,952	141,720,050	160,648,976	588,025	587,647	△305
牧場	2,753,557	3,707,461	18,705	18,665	2,753,557	3,707,461	18,706	18,665	0
原野	8,995,565	38,970,347	112,599	112,599	9,019,460	38,873,407	112,037	112,037	△562
雑種地	1,830,080	4,631,703	937,551	487,884	1,832,863	4,820,053	892,526	467,845	△20,039
その他	519,965,851				519,767,024				
計	678,739,364	277,340,636	22,944,252	10,064,974	678,725,191	277,354,809	21,885,397	9,677,680	△387,294
内訳									
免税点未満	—	40,156,395	1,367,721	406,599	—	40,440,836	1,389,541	413,355	6,756
免税点以上	—	237,184,241	21,576,531	9,658,375	—	236,913,973	20,495,856	9,264,325	△394,050

2. 家屋に関する調

(1) 納税義務者数 (単位:人)

区分	R 2年度	R 3年度	比較増減
総数	6,277	6,243	△ 34
免税点未満	479	506	27
免税点以上	5,798	5,737	△ 61

※免税点: 20万円未満

(2) 「木造家屋」総括表

区分	R 2年度				R 3年度				比較増減
	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	
専用住宅	5,403	647,064	11,052,009	10,569,704	5,369	644,374	10,569,704	△ 482,305	
共同住宅	212	60,504	1,386,498	1,361,962	219	61,547	1,361,962	△ 24,536	
併用住宅	435	78,753	1,050,157	1,052,871	436	79,185	1,052,871	2,714	
旅館・ホテル	17	5,996	83,214	82,860	17	5,995	82,860	△ 354	
事務所・店舗	189	22,420	400,341	387,816	190	22,614	387,816	△ 12,525	
病院	8	1,001	19,385	29,500	9	1,770	29,500	10,115	
工場・倉庫	453	95,452	589,272	617,319	446	94,554	617,319	28,047	
附属家数	2,318	156,424	744,061	719,165	2,308	155,169	719,165	△ 24,896	
総数	9,035	1,067,614	15,324,937	14,821,197	8,994	1,065,208	14,821,197	△ 503,740	
免税点未満	507	26,474	41,257	195,638	552	35,947	195,638	154,381	
免税点以上	8,528	1,041,140	15,283,680	14,625,559	8,442	1,029,261	14,625,559	△ 658,121	

(3) 「非木造家屋」総括表

区分	R 2年度				R 3年度				比較増減
	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	
事務所・店舗	164	75,597	4,369,028	4,257,784	167	75,901	4,257,784	△ 111,244	
住宅・アパート	342	71,597	2,787,552	2,593,489	331	69,256	2,593,489	△ 194,063	
病院・ホテル	10	13,039	892,957	845,808	10	13,038	845,808	△ 47,149	
工場・倉庫	1,112	215,683	4,296,180	4,526,283	1,114	223,849	4,526,283	230,103	
その他の数	874	87,366	1,893,880	1,791,084	864	86,292	1,791,084	△ 102,796	
総数	2,502	463,282	14,239,597	14,014,448	2,486	468,336	14,014,448	△ 225,149	
免税点未満	46	1,586	4,753	919,978	67	17,438	919,978	915,225	
免税点以上	2,456	461,696	14,234,844	13,094,470	2,419	450,898	13,094,470	△ 1,140,374	

(4) 総計

区分	R 2年度				R 3年度				比較増減
	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (m ²)	評価額 (千円)	評価額 (千円)	
総数	11,537	1,530,896	29,564,534	28,835,645	11,480	1,533,544	28,835,645	△ 728,889	
免税点未満	553	28,060	46,010	1,115,616	619	53,385	1,115,616	1,069,606	
免税点以上	10,984	1,502,836	29,518,524	27,720,029	10,861	1,480,159	27,720,029	△ 1,798,495	
課税標準の特例			119,522	116,479			116,479	△ 3,043	

3. 新増築分家屋に関する調

(1) 木造家屋

区別	R 2年度				R 3年度				比較増減 評価額 (千円)
	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
専用住宅	25	3	2,975	153,033	22	4	2,468	134,103	△ 18,930
共同住宅	6	0	1,519	84,171	7	0	1,628	93,699	9,528
併用住宅	1	0	202	9,028	3	0	708	35,462	26,434
旅館・ホテル									0
事務所・店舗	5	1	386	15,993	2	0	192	10,721	△ 5,272
病院									0
工場・倉庫	1	0	50	1,484	3	1	3,151	74,083	72,599
附属家	5	3	60	1,253	15	1	215	5,236	3,983
計	43	7	5,192	264,962	52	6	8,362	353,304	88,342

(2) 非木造家屋

区別	R 2年度				R 3年度				比較増減 評価額 (千円)
	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
事務所・店舗	1	1	33	2,966	2	0	124	16,694	13,728
住宅・アパート	9	0	3,968	160,146	6	0	1,872	93,454	△ 66,692
病院									0
工場・倉庫	8	0	2,839	183,903	9	2	8,521	398,701	214,798
その他	18	0	398	28,039	9	0	144	3,876	△ 24,163
計	36	1	7,238	375,054	26	2	10,661	512,725	137,671

(3) 総計

区別	R 2年度				R 3年度				比較増減 評価額 (千円)
	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	内増築分	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
総数	79	8	12,430	640,016	78	8	19,023	866,029	226,013
主な建物	(株)カナモト (事務所兼倉庫) (株)スプライズファーム (畜舎) (株)平野牧場 (畜舎) 新幹線トンネル工事関連共同企業体 (寄宿舍)				(有)竹村牧場 (畜舎) (株)スプライズファーム (畜舎) インターファーム(株) (畜舎) 影浦義和 (畜舎) 新幹線トンネル工事関連共同企業体 (寄宿舍)				

4. 減少分家屋に関する調

(1) 木造家屋

区 種 別	R 2年度			R 3年度			比較増減 評価額 (千円)
	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
専用住宅	48	4,847	42,882	53	5,246	53,724	10,892
共同住宅	2	510	5,349				△ 5,349
併用住宅	3	760	8,247	2	276	2,934	△ 5,313
旅館・ホテル	0	170	1,748				△ 1,748
事務所・銀行・店舗	2	234	1,409	2	163	1,041	△ 368
工場・倉庫	2	89	253	9	4,149	17,018	16,765
附属家	23	829	2,330	27	1,588	3,926	1,596
計	80	7,439	62,168	93	11,422	78,643	16,475

(2) 非木造家屋

区 種 別	R 2年度			R 3年度			比較増減 評価額 (千円)
	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
事務所・店舗	2	257	1,905				△ 1,905
住宅・アパート				2	223	4,032	4,032
病院・ホテル							0
工場・倉庫	3	382	2,195	6	822	4,114	1,919
その他	23	1,307	24,917	22	1,701	18,714	△ 6,203
計	28	1,946	29,017	30	2,746	26,860	△ 2,157

(3) 総計

区 分	R 2年度			R 3年度			比較増減 評価額 (千円)
	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	
総 数	108	9,385	91,185	123	14,168	105,503	14,318

5. 償却資産に関する調

(1) 納税義務者数

(単位：人)

区分	R 2年度	R 3年度	比較増減
総数	1,307	1,299	△ 8
免税点未満	751	850	99
免税点以上	556	449	△ 107

※免税点：150万円未満

区分	R 2年度		R 3年度		比較増減	
	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)		
市町村が 価格を 決定した もの	構築物	5,510,516	5,508,636	7,625,770	7,590,516	2,081,880
	機械及び装置	6,698,747	6,429,246	29,114,381	28,924,031	22,494,785
	船舶	1,078,675	559,903	501,488	253,646	△ 306,257
	航空機					0
	車両及び運搬具	242,863	242,863	235,823	234,853	△ 8,010
	工具、器具及び備品	887,841	887,841	835,515	831,575	△ 56,266
	小計	14,418,642	13,628,489	38,312,977	37,834,621	24,206,132
	法第389条 によるもの	6,630,612	3,805,738	6,684,754	3,772,016	△ 33,722
	知事配分	3,707,016	3,306,801	3,619,279	3,235,383	△ 71,418
	小計	10,337,628	7,112,539	10,304,033	7,007,399	△ 105,140
合計	24,756,270	20,741,028	48,617,010	44,842,020	24,100,992	

八雲町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

この度の改正は、令和3年度税制改正の大綱における税務関係書類への押印義務の見直しに伴い、審査申出書等への署名及び押印を廃止するもので、改正内容は以下のとおりです。

【八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部改正】

現行	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>4 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 意見の内容
- (3) その他必要な事項

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び町長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 提出者の住所及び氏名
- (2) 提出の年月日
- (3) 証言すべき事項

- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えないならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 意見の内容
- (3) その他必要な事項

(口頭審理)

第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び町長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提出者の住所及び氏名
- (2) 提出の年月日
- (3) 証言すべき事項

- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えないならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日

- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) その他必要な事項略

(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項

(実地調査)

第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 調査の場所及び年月日
- (3) 調査の結果
- (4) その他必要な事項略

(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

【八雲町固定資産評価審査委員会規程の一部改正】

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、八雲町固定資産評価審査委員会条例（平成17年八雲町条例第58号）第14条の規定に基づき、八雲町固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、八雲町固定資産評価審査委員会条例（平成17年八雲町条例第58号。<u>以下「条例」</u>という。）第14条の規定に基づき、八雲町固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(委員会の招集)</p> <p>第2条 委員会の招集は、委員長が集会の日時及び場所を指定した招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。</p>	<p>(委員会の招集)</p> <p>第2条 委員会の招集は、委員長が会議の日時及び場所を指定した通知書を各委員に送達してこれを行うものとする。</p>
<p>2 前項の招集状は、少なくとも集会の日の3日前にこれを送達しなければならない。</p>	<p>2 前項の通知書は、少なくとも会議の日の3日前までにこれを送達しなければならない。</p>
<p>(呼出状)</p> <p>第5条 委員会は、法第433条第7項の規定によって関係者の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し、次に掲げる事項を記載した呼出状を送付しなければならない。</p>	<p>(出席及び証言の要求)</p> <p>第5条 委員会は、法第433条第7項の規定によって関係者の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し、次に掲げる事項を記載した通知書を送付しなければならない。</p>
<p>(1) 出頭すべき日時及び場所</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の呼出状は、少なくとも出頭すべき日の2日前にこれを送達しなければならない。</p>	<p>(1) 出席すべき日時及び場所</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の通知書は、少なくとも出席すべき日の2日前までにこれを送達しなければならない。<u>ただし、急を要する場合においては、この限りでない。</u></p>
<p>(文書の様式)</p> <p>第6条 委員が作成する文書には、作成の年月日を記載し、その印章を押さなければならない。</p> <p>2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名押印しなければならない。</p>	<p>(文書の様式)</p> <p>第6条 委員会が作成する文書には、作成の年月日を記載し、その印章を押さなければならない。</p> <p>2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日及び委員会の名称を記載しなければならない。</p>
	<p>3 <u>条例及びこの規程に基づく委員会に提出すべき文書又は委員会等が作成すべき文書の様式は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>固定資産評価審査申出書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>申出明細書（土地）（様式第1号）</u></p>

の2)

(3) 申出明細書(家屋)(様式第1号)

の3)

(4) 申出明細書(償却資産)(様式第1号の4)

(5) 委任状(様式第2号)

(6) 補正通知書(様式第3号)

(7) 補正書(様式第4号)

(8) 審査申出書の受理通知書(様式第5号)

(9) 審査申出書の却下通知書(様式第6号)

(10) 弁明書等提出要求書(様式第7号)

(11) 反論書等提出通知書(様式第8号)

(12) 意見陳述通知書(様式第9号)

(13) 意見陳述調書(様式第10号)

(14) 口頭審理通知書(様式第11号)

(15) 口述書(様式第12号)

(16) 口頭審理調書(様式第13号)

(17) 実地調査通知書(様式第14号)

(18) 実地調査調書(様式第15号)

(19) 議事調書(様式第16号)

(20) 固定資産評価審査決定書(様式第17号)

(21) 資料提出要求書(様式第18号)

(22) 証人出席通知書(様式第19号)

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

固定資産評価審査申出書

年 月 日

八雲町固定資産評価審査委員会 様

地方税法第432条の規定により、次のとおり審査の申出をします。

審査 申出人	住所又は居所 (ふりがな) 氏名又は名称	(電話番号)
	区分	総代・代理人 (いずれかを○で囲んで下さい。)
	住所 又は居所 (ふりがな) 氏名	(電話番号)
審査の申出に係る処分の内容及び審査の申出の趣旨及び理由	別添申出明細書 土地 枚 家屋 枚 償却資産 枚	
その他の事項		

- 注1 申出人が法人又は法人でない社団若しくは財団の場合は、「住所又は居所」欄に所在地、「氏名又は名称」欄に名称及び代表者名又は管理人名をそれぞれ記載してください。
 2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人は、その資格を証明する書面を添付してください。
 3 証拠書類等を添付する場合は、「その他の必要な事項」欄にその書類名を記載してください。
 4 口頭で意見を述べることを求める場合は、「その他の必要な事項」欄にその旨を記載してください。
 5 審査申出書の提出後、審査の決定までの間にその記載事項に変更を生じた場合は、直ちにその変更にかかる事項を書面で届け出てください。
 6 この審査申出書は、正副2通を提出してください。

申出明細書 (土地)

土地の 表示	審査申出人の氏名又は名称	
	所在地	
	地目	m ²
	地積	円
処分の 内容	固定資産課税台帳 に登録された価格	
申出の 趣旨	申出価格	円
申出の理由		

注 申出物件が複数の場合は、物件ごとに申出明細書を作成してください。

申出明細書 (家屋)

審査申出人の氏名又は名称	所在地	
	家屋番号	
	家屋種類及び構造	
	床面積	㎡
	固定資産課税台帳に登録された価格	円
処分の内容		
	申出価格	円
申出の趣旨		
申出の理由		

注 申出物件が複数の場合は、物件ごとに申出明細書を作成してください。

申出明細書 (償却資産)

審査申出人の氏名又は名称	所在地			
	資産種類	数量	固定資産課税台帳に登録された価格	申出価格
	構築物		円	円
	機械及び装置		円	円
	船舶		円	円
	航空機		円	円
	車両及び運搬具		円	円
	工具・器具及び備品		円	円
合計		円	円	
処分の内容				
	申出の趣旨			
	申出の理由			

様式第2号 (第6条関係)

委任状

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会 様

八雲町固定資産評価審査委員会

補 正 通 知 書

私は、地方税法第432条第2項において準用する行政不服審査法第12条の規定に基づき、次の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

年 月 日付けで提出のあった固定資産評価審査申出書は、次の記載事項について欠陥がありますので、八雲町固定資産評価審査委員会条例第5条第3項の規定により提出期限までに欠陥を補正し提出されますよう通知します。
なお、補正に当たっては、別紙補正書をご使用のうえ、提出してください。

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____

1 補正事項

記

委任する事項 年度固定資産評価審査申出に関する件

2 補正すべき理由

年 月 日

年 月 日

3 提出期限

審査申出人 住 所 _____

氏 名 _____

様式第4号 (第6条関係)

補正書

年 月 日

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

八雲町長 様

八雲町固定資産評価審査委員会

審査申出書の受理通知書

八雲町固定資産評価審査委員会 様

住所
氏名
審査申出人

次の者より提出のあった固定資産評価審査申出書を受理したので、八雲町固定資産評価審査委員会条例第5条第4項の規定により通知します。

住所又は 居所	
氏名又は 名称	

年 月 日付で提出した審査申出書を次のとおり補正します。

1 補正内容

様式第6号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

審査申出書の却下通知書

年 月 日に提出のあった固定資産評価審査申出書は、下記の理由により却下しますので、八雲町固定資産評価審査委員会条例第5条第4項の規定により通知します。

記

1 却下理由

様式第7号 (第6条関係)

年 月 日

八雲町長 様

八雲町固定資産評価審査委員会

弁明書等提出要求書

年 月 日付けで提出のあった固定資産評価審査申出書(副本)を送付しますので、八雲町固定資産評価審査委員会条例第6条第1項の規定により、年 月 日までに弁明書(正副2通)を本委員会へ提出することを求めます。

なお、弁明に際し、証拠となる書類又は物があれば、同時に提出してください。

様式第8号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

反論書等提出通知書

年 月 日付で提出のあった固定資産評価審査申出書について、八雲町固定資産評価審査委員会条例第6条3項の規定により、八雲町長から提出された弁明書の写しを送付いたします。

審査申出人は、当該弁明書に対する反論があるときは、同条例第6条第4項の規定により、年 月 日までに反論書を本委員会へ提出することができます。

なお、反論に際し、証拠となる書類又は物があれば、同時に提出してください。上記期限までに反論書の提出がない場合は、反論のないものとします。

様式第9号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

意見陳述通知書

年 月 日付で提出のあった固定資産評価審査申出書について、八雲町固定資産評価審査委員会条例第7条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見陳述を行いますので通知します。

意見陳述の日時及び場所	日時	年月日	時分
意見陳述の対象となる固定資産	区分	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	
	所在地		

意見陳述調書

意見陳述の日時	年 月 日 時 分
意見陳述の場所	
出席者	
提案の表示	
意見の内容	
その他必要な事項	
上記のとおり口頭による意見陳述の調書を作成する。 年 月 日 八雲町固定資産評価審査委員会 書記	

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

口頭審理通知書

年 月 日付で提出のあった固定資産評価審査申出書について、八雲町固定資産評価審査委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり口頭審理を行いますので出席されますよう通知します。

口頭審理の日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
口頭審理の対象となる固定資産	場 所	
	区 分	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産
	所在地	

口 述 書

年 月 日

八雲町固定資産評価審査委員会 様

提出者
住 所
氏 名

八雲町固定資産評価審査委員会条例第8条第4項の規定に基づき、次のとおり口頭による証言に代えて口述書を提出します。

(証言すべき事項)

口 頭 審 理 調 書

審理の年月日	年 月 日	時 分
審理の場所		
事案の表示		
出席した関係者の住所及び氏名		
審理の要領		
その他必要な事項		
上記のとおり口頭審理の調書を作成する。		
年 月 日		
八雲町固定資産評価審査委員会 書 記		

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

実地調査通知書

年 月 日付で提出のあった固定資産評価審査申出書について、次のとおり実地調査を行いますので通知します。

実地調査の日時及び場所	日 時	年 月 日	時 分
実地調査の対象となる固定資産	場 所	区 分	
		<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産	
	所在地		

実地調査調書

調査の年月日	年 月 日	時 分
調査の場所		
事案の表示		
調査の結果		
その他必要な事項		
上記のとおり実地調査の調書を作成する。 年 月 日 八雲町固定資産評価審査委員会 書記		

議事調書

会議の年月日	年 月 日 時 分
会議の場所	
事案の表示	
会議の要領	
その他必要な事項	
上記のとおり会議を行ったので調書を作成する。 年 月 日 八雲町固定資産評価審査委員会 書記	

固定資産評価審査決定書

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

年 月 日付けで提出のあった地方税法第432条の規定による固定資産評価審査申出について、次のとおり決定します。

審査申出人	
審査した固定資産	
固定資産課税台帳に登録された価格	
主 文	
事案の概要	
審査申出人及び町長の主張の要旨	
理 由	

様式第18号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

資料提出要求書

地方税法第433条第3項の規定により、次のとおり資料を求めますので提出してください。

資料の表示			
資料を提出すべき日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
その他の事項			

様式第19号 (第6条関係)

年 月 日

様

八雲町固定資産評価審査委員会

証人出席通知書

地方税法第433条第7項の規定により、次のとおり証言を求めたいので出席されますよう通知します。

出席する証人	住所			
	氏名			
出席すべき日時及び場所	日時	年 月 日	時 分	
	場所			
証言を求めようとする事項				
その他の事項				

① 固定資産評価審査委員会委員長の選挙について

② 固定資産評価審査委員会委員長代理の指定について

氏 名	現 体 制	新 体 制	備 考
朱 田 幸 夫	委 員 長		
森 岡 毅 夫	委員長代理		
荒 谷 千鶴子			

■ 委員の任期 令和2年11月18日～令和5年11月17日
※3年（地方税法第423条第6項）

■ 役員体制の任期 令和3年11月18日～令和4年11月17日
※1年（委員会条例第2条第5項）